

# 第1回北広島市観光基本計画懇話会

と き 平成30年12月21日（金）18時30分

ところ 北広島市役所1階多目的室4

## 次 第

1. 開会
2. あいさつ
3. 懇話会構成員の紹介・事務局の紹介
4. 座長の選出
5. 座長挨拶
6. 確認事項 懇話会の目的と今後のスケジュールについて
7. 議案
  - 議案1 懇話会の運営について
  - 議案2 懇話会の公開等について
8. 議題 北広島市観光基本計画の改定について
  - (1) 現行の北広島市観光基本計画について
  - (2) ボールパーク構想等について
  - (3) 北広島市観光基本計画改定に係る素案について
9. その他（次回開催日について など）
10. 閉会

## 確認事項 懇話会の目的と今後のスケジュールについて

### 1 目的

#### (1) 北広島市観光基本計画の目的

北広島市観光基本計画は、「にぎわいと魅力あるまち北広島」をめざし、観光人口の現状や傾向の把握、観光資源の掘り起こしをするとともに、観光が有する多面的機能を活用した新たな観光施策を展開することで、様々な効果を生みだし、地域の活性化に結びつけることを目的に「都市型観光」に向けた計画として策定したものです。

#### (2) 北広島市観光基本計画の位置付け

この計画は、上位計画である「北広島市総合計画（第5次）」の重点プロジェクトの「にぎわい・魅力づくりプロジェクト」や政策の「観光の振興」を推進するための基本計画として位置づけています。

#### (3) 北広島市観光基本計画の改定の必要性

本市においては、平成30年10月31日にきたひろしま総合運動公園予定地が北海道日本ハムファイターズのボールパーク建設地として決定したところであり、このボールパークの開業を見据えた新たな観光まちづくりに着手する必要があることから、北広島市観光基本計画の改定を行います。

#### (4) 北広島市観光基本計画懇話会の設置

北広島市観光基本計画の改定にあたり、市民や幅広い分野の専門的知識を有する者からの意見を反映させるため、北広島市観光基本計画懇話会を開催します。

### 2 今後のスケジュール案

回	日程	内容
1	12月21日(金)	第1回懇話会の開催（座長選出、懇話会運営等の説明、改定に係る素案について など）
2	1月上旬	第2回懇話会の開催
3	2月1日～ 3月2日	北広島市観光基本計画改定案に係るパブリックコメントの実施
4	3月末日まで	北広島市観光基本計画の改定

## 議案 1 懇話会の運営について

「北広島市観光基本計画懇話会の運営に関する確認事項（案）」

### 1 会議のルール

- (1) 時間を厳守し、迅速な進行を心がけます。
- (2) 欠席又は遅参する場合は、事前に事務局に連絡します。
- (3) 個々の意見を尊重し合い、異なる意見にも十分耳を傾けます。
- (4) 特定の個人や団体を誹謗及び中傷する発言は厳禁とします。
- (5) 発言は要点を整理し、簡潔に行うようにします。

### 2 改正等

この確認事項は、懇話会で協議の上、変更又は追加できるものとします。

## 議案2 懇話会の公開等について

### 1 会議の公開

会議については、原則公開とします。ただし、北広島市情報公開条例に基づき、①当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、不服申立ての審理、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、当該会議を公開することが適当でない認められる場合、又は、②法人その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位、財産権その他正当な利益が不当に損なわれると認められるもの又は実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として、当該法人等又は当該事業を営む個人から任意に市に提供された情報であって、当該法人等又は当該事業を営む個人の承諾なく公開することによって、当該法人等又は当該事業を営む個人との協力関係若しくは信頼関係を著しく損なうと認められるものは非公開とします。

なお公開は、会議の開始時点において、事務局より提案し、懇話会で公開の可否についての決定を経て行うこととします。

### 2 会議要録の公開

会議要録を作成し、原則公開します。

ただし、非公開の会議における会議要録については非公開とします。

### 3 構成員の氏名の公表及び方法

北広島市ホームページにおいて公表します。

なお、会議要録については、出席者欄に構成員の氏名を明記しますが、発言者欄については、個人情報保護等の観点から構成員氏名を明記せず、「構成員」を用いて公表することとします。

### 4 会議開催の日時及び場所の公表

北広島市ホームページにおいて公表します。

#### ○北広島市情報公開条例（平成11年3月24日条例第2号）【抄】

##### (目的)

第1条 この条例は、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に関する情報についての市民の知る権利を保障し、市政の諸活動について説明する責任を全うするとともに、市民参加の促進とより公正で開かれた市政を実現し、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市民主体の市政の推進に寄与することを目的とする。

##### (実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市政に関する情報についての市民の知る権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の公開その他の事務を迅速に処理する等、この条例により公文書の公開を求めるものの利便に配慮しなければならない。

##### (実施機関の公開義務)

第6条 実施機関は、公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書に係る公文書の公開をしなければならない。

(1) 個人の思想、宗教、財産、所得、学歴、職歴、住所、所属団体、家族構成、健康状態、身体的特徴等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの。ただし、次に掲げる情報は除く。

ア 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位、財産権その他正当な利益が不当に損なわれると認められるもの又は実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として、当該法人等又は当該事業を営む個人から任意に市に提供された情報であって、当該法人等又は当該事業を営む個人の承諾なく公開することによって、当該法人等又は当該事業を営む個人との協力関係若しくは信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(3) 公開することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(4) 市の内部又は市と国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人その他公共的団体等(以下「国等」という。)との間における検討、協議、調査、研究等の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、市の公正又は円滑な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、公開請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前項の規定にかかわらず、当該非公開情報が記録されている部分を除いて、当該公文書に係る公文書の公開をしなければならない。

(会議の公開)

第20条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、不服申立ての審理、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、当該会議を公開することが適当でないとき、この限りでない。

## 議題 北広島市観光基本計画の改定について

### 1 現行の北広島市観光基本計画について

#### (1) 観光振興の果たす役割（3，4ページ 第1章第1節2）

多くの観光客が本市を訪れることにより、交流の活発化や定住人口の増加などの「社会的効果」と、産業の活性化、雇用機会の拡大等の「経済的効果」がもたらされます。これらが相乗的な効果を生み出し、社会基盤の整備をはじめとした活力ある地域社会の実現に結びつくことが観光振興の果たす役割として期待されています。

#### (2) 計画の期間（5ページ 第1章第1節3）

北広島市総合計画（第5次）と同じく平成32年度（2020年度）までの計画期間としています。ただし、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うこととしています。

#### (3) 北広島市の観光振興の課題（14，15ページ 第1章第3節2）

##### ア 観光イメージのプロデュース

多彩な魅力を有する観光都市として「行きたいまち」を連想させるイメージづくりが大切であり、新たなコンセプトによる一体的なプロデュースを行っていく必要があります。

##### イ 多彩に楽しむプログラムづくり

ソフトとハードを複合的に組み合わせた都市型の観光プログラム作りに取り組み、多彩な楽しみ方が提供できる「まち巡り観光」の企画立案を行う必要があります。

##### ウ 都市型観光の推進力の構築

各種イベントを通じた連携以外に、日常的な観光事業者間での情報共有やネットワーク化が必要となります。

##### エ 観光基盤の整備

街中のサイン表示や外国語表記が少なく、観光案内施設が少ないなど、あらゆる観光客の円滑な移動に向けた観光基盤づくりが必要です。

#### (4) 基本理念「にぎわいと魅力あるまち 北広島」（16ページ 第2章）

本市の多彩な魅力をさらに高め、活かし、結び、にぎわいと活気あふれるまちづくりに向けた「都市型観光」を推進します。

#### (5) 基本方針と基本施策（19ページ 第3章第2節）

#### (6) 重点プロジェクト（27，28ページ 第4章）

##### ア 都市型観光推進協議会による連携・協働事業

基本施策に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民・

観光関連団体・企業・観光事業者・行政が連携・協働できる体制として、観光推進協議会を設置します。

#### イ きたひろシティプロモーション

観光パンフレットの配布、情報誌への掲載、インターネットでのPR等の「情報発信」と、道内イベントへの参加や道外プロモーションの実施などの「効果的なPRと販売」を行い、「行きたいまち」として北広島を連想させる取り組みを行います。

## 2 ボールパーク構想等について

### (1) 北広島市におけるボールパーク構想について

北広島市には、居住、観光、ビジネスにおける交通利便性と豊かな自然の中での暮らしが共存するポテンシャルがある一方で、急速な少子高齢化、人口減少による活力低下や、地区の分散と都市機能の不足、流出が現状課題として生じています。

未整備公園をきっかけとした官民連携プロジェクトとしてボールパークを整備することで、北広島市のアイデンティティを高め、未来の担い手となる居住者や企業立地を促進しながら、持続的な都市経営と社会課題の解決を図る地方都市の再生モデルを実現することを、北広島市のボールパーク構想と位置づけ、推進を図っていきます。

### (2) ボールパークと共に目指す新たなまちづくりの将来像

北海道のシンボルとなるボールパークを核に、札幌圏の魅力と活力向上を牽引する拠点の形成を目指します。

また、既存施設を活かしながら、魅力的な住環境、高度な教育、充実した医療などの都市機能・都市基盤の強化を目指します。

これらにより、北海道に新たなスポーツ・食・観光産業の高次都市機能拠点の形成と、コンパクトで健康な生活支援機能の整備による、持続的発展モデルの形成を目指します。

### (3) ボールパークのコンセプト（株式会社北海道ボールパーク）

『“北海道のシンボル”となる空間を創造する』

食とスポーツを有機的に融合させることで健康を育み、道民・市民・ファンの皆様が愛着と誇りを持てる施設を目指します。

### (4) 3つの重点テーマ（株式会社北海道ボールパーク）

#### ア 次世代ライブエンターテイメント

テクノロジー等を活用した新しい拡張観戦体験の創造

#### イ 最先端ウェルネスライフ

大自然アクティビティや最先端健康ソリューションの提供  
ウ 未来型リビングコミュニティ  
スポーツを核にしたオープンでフラットな街づくり

### 3 北広島市観光基本計画の改定に係る素案について

#### (1) 改定箇所

本市において、北海道日本ハムファイターズ・ボールパーク（新球場）の建設が決定し、まちづくりの計画の中で、スポーツによる地域の活性化を図る政策の展開が一層重要となっています。この大きなプロジェクトが進む中で、観光施策においても、ボールパークの活用は重要な課題であり、北広島市観光基本計画の重点プロジェクトに位置づける必要があります。

また、ボールパークは様々な施設を整備する事業であり、核となる新球場の開業は2023年に計画されていることから、現計画の計画期間（2020年）を2年間延長することにより、ボールパークの今後の展開を踏まえた次期計画づくりに対応します。

#### (2) 具体的な改定内容

ア 「第1章 計画策定の趣旨」の統計データを最新のものに更新します。

イ 「第1章 計画策定の趣旨 第1節 基本計画の目的と位置づけ 4 計画の期間」について見直します。

#### 4 計画の期間

(当初)

本計画は、北広島市総合計画（第5次）と期間を同じくし、平成32年度（2020年度）までの計画期間とします。ただし、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うこととします。

(見直し)

本計画は、2022年度までの計画期間とします。ただし、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うこととします。



ウ 「第4章 重点プロジェクト」に「3 ボールパークの開業に向けた観光まちづくりの推進」を追加します。

### 3 ボールパーク（きたひろしま総合運動公園予定地）の開業に向けた観光まちづくりの推進

本市において、北海道のランドマークとして期待されるボールパークがきたひろしま総合運動公園予定地に整備されることにより、全国的に知名度が高まり、都市イメージの向上に結びつきます。特に新球場については、本市の新たな観光コンテンツとなり、まちの地域ブランドとしての価値の向上や観光振興の推進力として大きく寄与することが期待されることから、ボールパークの開業に向けた観光まちづくりの推進により、“にぎわいと魅力あるまち”を目指します。

- 1 ボールパークの開業に向けてのテーマ別観光コンテンツのプロモーション
- 2 近隣自治体とのボールパークを核とした連携施策の検討  
※テーマ別・・・スポーツ（新球場含む）、アクティビティなど